

## 36 身分・村・町・農業の発達

### 身分秩序と農民

幕藩制社会の根幹を支えたのは、苗字・帯刀を許された武士（支配身分）と、百姓・職人・家持町人など（被支配身分）で構成される、世襲的で厳しい身分秩序だった。武士の家などでは戸主権が強く、長子相続が原則とされた。

**支配身分**：武士・天皇・公家・上層の僧侶・神職。

**被支配身分**：百姓、職人…大工・左官・木挽・鍛冶など。

：家持町人…主に都市に住み、商業・金融・流通・運輸等を担う。

また、人口のおよそ80%を占める農民は、財政基盤である年貢の負担者としてもっとも重要視され、私生活にまでおよぶ綿密な政策が実行されていた。

幕府や諸藩による農民統制策の基調は、本百姓（検地帳に記載され田畑・屋敷を持つ農民のこと）を維持して小農経営を安定させ、確実に年貢・諸役を徴収するものだった。

農村支配にあたっては文書行政を徹底した幕府や諸藩は、自治的な共同体であり、かつ検地を通じて石高によって統一的に把握された村を行政単位として、年貢や諸役の徴収にあたった（**村請制**）。

したがって、幕府権力側の発する法度（基本法令）・触書（命令禁止の旨を簡明に記した法令）などを理解するためにも（文書行政）、また、村請制のもとで、年貢計算など村に委任された業務を遂行していくためにも、村内には識字・計算能力に秀でた人物（村役人層などの豪農）が必要不可欠だった。

### POINT

#### ①【村の様子】

##### 村の数

17世紀末、五代將軍綱吉の頃で6万3000。

村の境界を確定する村切や新田開発を背景に増大。

村には、名主（庄屋・肝煎）や組頭・百姓代からなる村役人（**村方三役**）を中心とする本百姓によって村法（村掟）にもとづいて運営され、村内には、本百姓以外に、小作や日用（日雇）仕事に従事する水呑（無高）や、有力な本百姓に隷属する名子・被官・譜代と呼ばれる人々が存在した。また、田植え・稲刈り・屋根葺きなど農業や日常生活で多くの人手が必要とされる際には、村人たちは共同でこれにあたり（**結**・もやい）統治・支配面では、村請制のもとで五人組と呼ばれる年貢納入・治安維持の連帯責任単位に編成された。

②【**年貢と諸役**】農民が負担する税には、石高を基準に徴収される(a)本途物成（田畑屋敷への課税）に加え、山野河海の利用や農業以外の副業にかけられる(b)小物成、(c)大規模土木工事のために臨時に課された国役、(d)街道近辺の村々が公共交通のために人馬を提供する伝馬役、などがあつた。伝馬役は宿場居住者の労役負担。東海道で100人、馬100匹。屋敷間口に応じて負担義務を課された。

助郷役はこの伝馬役だけでは足りない場合に周辺農民に対して課した労役。

### 村の自治的運営

#### 村方三役



**村法 (村掟)** 自分たちで法をつくることもある。

**入会地** 村の共同利用地 (=入会地) を管理する。

**村入用** 村の運営のために必要な諸経費。公平に分配、徴収する。

**結・もやい** 田植え・稲刈り、屋根葺きなどを平等に助け合うこと = (結) 地引網や狩猟を共同で行う = (もやい)

**村八分** 村の秩序を破った者に科す制裁。村民との交際を断つこと。火事と葬式以外の日常的な付き合いをしない。

#### ③【**田畑永代売買禁止令**】 (1643)

1634年頃から不作が始まり、1642年にピークを迎えていた。寛永の飢饉という。これは島原の乱の原因にもなっていた。

飢饉で没落する農民が出始めたため、小農の保護のために出したものだった。富農に土地が集中するということ。

江戸時代の初期においては、実際には土地を買っても耕す労働力に事欠くため、儲からなかった。したがって、ほとんど売買はなかったらしい。廃止は地租改正直前の1872年。

#### ④【**分地制限令**】 (1673年)

分地とは田畑の分割相続をさし、これを制限する分地制限令で農民の零細化を防ごうとした。

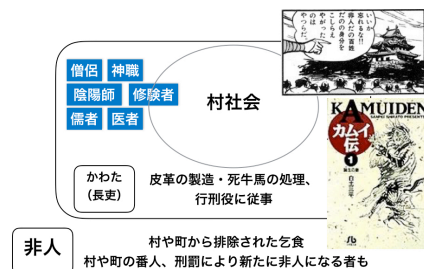
#### ⑤【**田畑勝手作りの禁**】 (1643)

商品作物の作付けを制限し、商品経済の農村への浸透を防止しようとした。農民がお金を使うようになると封建制は崩れるのが原則である。五穀【米・麦・粟・黍・豆】以外の作付けが禁止された。主な制限作物は、タバコ・木綿・菜種・桑。しかし17世紀後半には行われなくなった。

・1643年。寛永の飢饉を受けて米を確保するため、田での木綿作、田畑での油菜作を禁止。その後、本田畑に五穀以外のものを植え付けることを禁止する。

#### ⑥【「百姓」と「農民」】

近世身分制社会において、(狭義には) 検地帳に田畑・家屋敷を登録されて年貢・諸役を負担する者を百姓といい、**林業・漁業などに携わって小経営を営む者**も含まれた。一方、身分や出自、あるいは支配体制・時代・経営規模・性別・地域などにかかわらず、農業に従事する者を農民と総称する。



### 城下町

在地領主として農村部に住んでいた武士が、各戦国大名・秀吉・幕府の兵農分離政策によって主君の城下に移住を強制され形成された。17世紀末多くの藩で**俵禄制**がとられたので、消費者である武士に対し**商人**や**手工業者**が、**地子**免除の特権を受けて定着した。その結果、武家地、**町人地**、寺社地などが出現した。

下記の写真は豊臣秀次の八幡城下（現在の滋賀県近江八幡市）の商家群である。



近江八幡の商家群

### 町人

町屋敷を持つ家持の住人を**町人**という。町人の代表である**名主**（庄屋）・**月行事**などを中心に**町法**（町掟）にもとづいて運営された。

町の運営に参加できない**地借**・**借家**・**店借**や奉公人がいた。

### 農業の発達

#### 灌漑施設

幕府や藩により大規模な治水・灌漑工事が進められた。芦ノ湖を水源とする**箱根用水**、利根川から分水する**見沼代用水**等がある。

### 新田開発

164万町歩（16C末）→**297**万町歩（18C初）

（低湿地、洪積台地上の開発）

一地一作人の原則を確立するには十分な耕地が必要。そうでないと小農は名主層の元から独立することができない。幕府は小農民自立政策として新田開発を奨励した。

新田開発には官営の**代官見立新田**、村として許可を受けて開発する**村請新田**、有力町人が出資しておこなう**町人請負新田**がある。町人請負新田が最もよく出る。町人請負新田・農業全書・徳川吉宗・干鰯という用語を使用して「江戸中期における農業生産の進展について」論述する問題が筑波大で出た。

国絵図に描かれた椿海

191の**椿海**は下総にこれだけの湖が干拓されたことを知っておきたい。

**備前**の児島湾や**有明海**も干拓による開発で有名である。

### 農業技術の進歩

肥料＝**金肥**（購入肥料＝**油粕**、干鰯）の使用（←入会山野減少、速効性）  
金肥は油粕、干鰯、ニシン粕など。油粕は菜種油を取った後の搾りかす。干鰯は鰯を煮て干したもので煮干しである。いずれも速効性肥料であり、効果は大きい、大量に施肥できるのは金持ちだけだった。基本は刈敷と厩肥。

### 林業・漁業

藩が直轄する山林から出される木材の商品化。  
熱田の港には、**木曾**・**檜**などの木材が運ばれ、隣接する藩の材木場に集積された。東北で杉の有名な産地として**秋田杉**があげられる。

### 網漁

**摂津**・和泉・紀伊などの上方漁民により全国に広まった。

### 手工業

木綿生産は朝鮮からの輸入→綿作の伝来【戦国末期】→綿栽培の増大→**地機**（いざり機）による農家副業生産と発展した。和紙の生産は⇒**楮**を主な原料とする**紙漉**（かみすき）による技術の普及が大切。

### 鉱山業

金山：**伊豆**・**佐渡**、銀山：**但馬生野**・**石見大森**、銅山：**足尾**・**別子**、**阿仁**、砂鉄を原料として中国地方・東北地方での**たたら製鉄**が重要【この製法の商品を**玉鋼**という】。精錬技術として**灰吹法**が行われるようになったことが出た。



たたら製鉄 ものけ姫

### 商業

朱印船貿易や地域間の大きな価格差を利用して巨利を得たものを**初期豪商**と呼んだ。京都の**角倉了以**・**茶屋四郎次郎**、摂津平野の**末吉孫左衛門**（銀座の責任者）、堺の**今井宗薫**らが有名である。初期豪商に該当しない者2人を選ばせる問題が出た淀屋辰五郎と奈良屋茂左衛門 2016早稲田文構。

### 論述研究 近世の身分制 一橋大 2013

百姓は農民と重なる部分が多いが、近世の百姓と農民は完全に同義ではなかった。百姓と農民の重ならない点(不一致点)を2つあげて、百姓と農民の関係について説明しなさい。

**解答** 農民が経営や負担のあり方に関わらない、従事する生業に即した呼称であるのに対し、百姓は村の構成員として年貢・諸役を負担する人々に対する制度的な呼称であり、農業だけでなく漁業・林業など従事する生業はさまざまであった。ところが、百姓は高請地の石高にみあった年貢を米納することが原則とされたため、農業に従事して米を生産するものと誤解され、農民と同一視されることが多い。

百姓は**農民**の呼び名ではない。農地を持たず漁業や海運等に従事している場合、それらは無高百姓（石高を持たない百姓）＝**水呑百姓**として把握される。